

テールゲートリフターの操作の業務に係わる 特別教育開催のご案内（経験者向け・短縮）

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

この特別教育は事業主が責任を持って行うことになっておりますが、各事業主様が実施される特別教育の一部（学科教育3時間15分）を当社が下記要領にて受け持ち、この教育を受けていただくことにより、修了者と認定させていただくと共に修了証を発行させていただきます。貴社従業員様に、この機会に是非ご受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 講習日時 令和6年5月25日（土）8:30～12:00（受付8:00～）
※お申込みが10名に満たない場合、日程を変更する場合がございます。
2. 講習会場 マツオカ建機株式会社 みえ川越高松センター
〈三重県三重郡川越町高松969-2〉
3. 受講料 11,000円（消費税込み）テキスト代含む
4. 受講資格 18歳以上で、日本語のテキストおよび講習内容を読解・理解のできる方
5. 申込方法 ① ネットまたはお電話にて予約して下さい。

<https://coubic.com/mkenki#pageContent>

予約受付開始日時 令和6年2月26日（月）11時～
（ネット予約含む） 電話:059(365)8271 総務グループ

- ② 受講料（11,000円）を下記口座へお振込みお願い致します。

振込受付期間: 令和6年4月1日（月）～4月30日（火）
振込先口座 : みずほ銀行／四日市支店／当座 127906
（口座名義）マツオカ建機株式会社

※振込み手数料はお客様のご負担でお願い致します。

※講習当日キャンセルの場合は受講料総額より諸経費（2,000円）を差し引いた金額でご返金致します。

- ③ 「申込書」「運転免許証コピー（本人確認のため）」「振込明細票コピー」以上3点を5月11日（土）までに 下記宛先まで郵送して下さい。

〒510-8111 三重県三重郡川越町当新田17番地
マツオカ建機株式会社 本社管理部総務グループ 宛

※運転免許証が無い場合は、健康保険証のコピー又は事業主の証明書のコピーを郵送して下さい。

申込書類とご入金を確認でき次第、受付完了となります。

らくらく
WEB予約
はじめました。



テールゲートリフターの操作の業務に係わる 特別教育受講申込書

(月 日開催分)

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
現住所	〒 TEL ()					

※ 氏名・生年月日・現住所は修了証に記載する事項につき、正確にご記入ください。

勤務先	会社名		担当者名	
	所在地	〒 TEL ()		

受講票・会場案内図等送付先 (勤務先 ・ 現住所) * 指定無ければ勤務先へ郵送

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">身分証明書 (一部のり付け)</div> <p>※ 裏書きがある場合は裏面も貼付</p>	<p>※ 当特別教育を受講するにあたり事業主様にて実技教育を事前に実施頂いていることが条件となっています。実技教育修了証明へ事業主様より必ず証明をいただいでください。</p> <p>※ ご記入いただいた個人情報は、当社が責任を持って管理し本講習関する事務目的以外には一切使用しません。</p>
---	--

テールゲートリフター特別教育 実技教育修了証明

上記受講者は、労働安全衛生法に基づく特別教育のうちの
実技教育を、令和 年 月 日当社にて実施いたしました。

テールゲートリフターの操作…………… 1時間

事業主
印

【お問合せ・郵送先】

マツオカ建機株式会社 〒510-8111 三重県三重郡川越町当新田17番地 TEL 059-365-8271 FAX 059-363-0206

※事務処理欄

交付 No.	第 号	交付日	年 月 日
確認書類	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 受講料 (月 日) <input type="checkbox"/> 実技証明		
備考	担当者		